

事故発生報告の取扱いについて

令和3年4月1日より、事故発生報告について以下のとおり変更します。

○報告対象事業所

- ・介護サービス事業所
- ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅

○報告する事故の範囲

- ・サービス提供中に利用者が死亡した場合
- ・サービス提供中に利用者が怪我をした場合
※怪我とは医療機関の受診・処置又は入院を要するものです。
- ・感染症や食中毒など保健所等への届出が義務付けられている事由が発生した場合
※感染症の場合は利用者・従業者を問わず、発症日等の経過も含めて報告してください。
- ・従業者の犯罪、法令違反又は不祥事等により、利用者の処遇に影響がある場合

○報告の手順

- ・**事故発生後5日以内**に、事故報告書第1報を宇和島市へ提出してください。提出方法は「窓口持参」「郵送」「電子メール(パスワード必須)」です。なお、死亡事故など緊急性・重大性の高いものは、電話等により事故の状況等の連絡をおこなった後、事故報告書を提出してください。
- ・利用者が宇和島市以外の介護保険被保険者の場合、保険者である市区町村に対しても、報告をおこなってください。
- ・地域密着型サービス事業者以外の場合、死亡事故など緊急性・重大性の高いものは南予地方局地域福祉課に対しても報告をおこなってください。

○報告先

高齢者福祉課 介護保険係
〒798-8601
愛媛県宇和島市曙町1番地
電 話：0895-24-1111
メール：kaigo@cit.uwajima.lg.jp

※添付の「事故発生時の報告フロー図」も参照してください。